

## 平成26年度 第2回焼津市青少年問題協議会 会議録

1 開催日時 平成27年2月5日(木) 14時から15時30分

2 開催場所 焼津市役所 本館603号室

3 出席者 (会長) 中野弘道市長

(委員) 21名

石田昭夫、深田百合子、鎌田真人、山梨隆夫、岩田一美、山内道弘  
勝谷紀美子、穂山彌生、平田厚、高田路久、赤塚顕宏、高木茂紀  
曾根俊治、岸端政之、寺田好秀、柏昭史、清水誠一、米澤智隆  
中村幸夫、西谷昭吾、富山洋子

(幹事) 4名

船木隆弘、海野真彦、松村剛、渋谷和身

(事務局) 8名

橋ヶ谷昌広(生涯学習部長)、八木勝義(社会教育課長)、日下部  
充(青少年教育相談センター主任主査)、紅林和則(青少年教育相談  
センター相談員)、加茂謙二(学校教育課指導主事)、山本桂(社会  
教育課青少年担当係長)小長谷祐介(社会教育課青少年担当主任主  
事)北川美代利(青少年担当)

4 欠席者 (委員) 北堀哲也、四之宮則子、山下式子  
(幹事) 飯塚健夫、青野覚朗、飯塚善久

5 次第

- (1) 開会
- (2) 委嘱状伝達
- (3) 会長あいさつ
- (4) 会議録署名人指名
- (5) 議事

**【報告事項】**

- (1) 街頭補導の実施状況について
- (2) 教育相談の実績について
- (3) 焼津市の青少年の状況について
  - ・焼津警察署管内の青少年の状況(焼津警察署)
  - ・小中学校の状況(小中学校長)
  - ・高等学校の状況(高等学校長)
  - ・雇用、就労等の状況(焼津公共職業安定所)
- (4) 安心・安全な環境づくり(学校教育課)

**【協議事項】**

- (1) 平成27年度の活動方針について(社会教育課)
- 閉会

## 6 内容

## 【会長あいさつ】

中野会長あいさつ

【会議録署名人】高木茂紀委員、寺田好秀委員を指名

## 【議事】

## 報告事項

## ○中野会長

報告事項「街頭補導の実施状況について」及び「教育相談の実績について」を報告と致します。初めに事務局より説明をお願いします。

## ○日下部教育相談センター主任主査

## (1) 街頭補導の実施状況について

青少年教育相談センターから昨年4月より12月までの街頭補導について報告いたします。資料の1ページをご覧ください。

4月から12月までの9か月間と夏季・冬季の一斉補導を含んだ補導実施状況です。

資料1は、街頭補導実施状況（行為別）となります。2ページ目の資料2は各小学校地区別の状況となります。

街頭補導ですが、この期間での街頭補導実施回数は372回となります。

この内、資料2の最下段にありますが、266回については青色回転灯による防犯パトロールを兼ねています。

実際にこの期間で、各地区での街頭補導を計画された回数は396回であります。平日の夜間でもあり、皆さんお仕事も持っておられる中で、参加・実施できないこともあります。

雨天とか、補導参加人員が2名以下の場合は安全確保のため原則中止としています。

従って、雨天による中止が7回・人員不足が14回・地区全体会合のみ3回で、合計24回については中止としています。

補導に参加いただいた補導員さんは延べ1,233人となっております。

補導につきましては声掛けを中心にお願ひしております。

子ども達に注意や、早期帰宅などを促す声掛けをしていただいております。

資料1ですが、行為種別の自転車の違反ですが、これはほとんどが高校生の無灯火自転車です。18人に注意声掛けをしています。数字には表れませんが補導員さんは大人の方にも注意の声掛けをしています。残念ながらそのまま行ってしまうとの報告をいただくケースもあります。

また、その他としては、公園・河川敷・海岸・コンビニの店先などで話し込んでいたり、ビデオ店やゲームセンター・大型店舗などにいる子ども達に対して、早く帰宅するように声掛けを行ったもので859人となっております。

内訳としては小学生が48人・中学生175人・高校生が614人となっております。その他の学生は16人です。

また、有職少年5人、無職少年1人にも声掛けしています。

声掛けを行った人数を昨年度と比較してみますと、全体で230人の増となっております。中でも、中・高校生で219人増と全体増の95%を占めています。街頭補導は、市内児童生徒の下校時及び青少年の非行の防止を図るため、非行化の傾向にある青少年を早期に発見し、健全育成上必要とされる措置を講ずることを目的

としています。声掛けの人数増加、イコール即青少年の非行化に結びつくものではないと思います。補導員さんは、警察とは違い、法的な権限はありませんので、社会の先輩としての責任と、青少年の非行防止、健全育成に対する使命感をもってあたたかい『声掛け・愛の一声』をかけて街頭補導に当たっています。その活動が声掛け人数増加という結果になっているものと思います。

巡回のコースには公園・学校施設をはじめ、神社や大型店舗を含んでいます。公園の公衆トイレなどでの電灯の消し忘れ・集会施設の窓や出入り口の鍵のかけ忘れなどについても、関係者に適切に連絡してもらっています。

補導活動は防犯効果にも繋がっています。

なお、資料1 街頭補導実施状況（行為別）と資料2 各小学校地区別の状況につきましては、各小・中学校と各自治会に資料提供させていただき、市内の青少年を巡る状況をお知らせしています。

また、現在の補導員さんにつきましては平成25・26年度で委嘱しているもので任期は平成27年5月15日までとなっています。

現在、平成27・28年度の補導員の推薦をいただきますよう、市内小中学校・高等学校・PTA・子ども会・自治会と順次お願いしているところですのでご協力をお願いいたします。

#### ○紅林教育相談センター相談員

#### (2) 教育相談の実績について

資料3 ページをご覧ください。平成26年度4月から12月までの教育相談の実績をもとに、相談状況について報告させていただきます。

まず、相談受理件数は、平成25年477回、平成26年は502回で、前年度比5%、25回の増加となりました。次に相談方法ですが、電話123回、面接181回、メール198回で、今年度もメールによる相談が最も多くなっています。

メール相談の増加は、青少年の間でのメールのやり取りが一般的になっていること、直接話すよりツイッター感覚で気楽に自分の気持ちを訴える事が出来ることなどが原因としてあげられます。

ただし、平成22年度以降メール相談が増加傾向にあった中で、今年度は回数としては最も多くなっているものの、その割合は平成24年度と比べると、59%から39%に低下し、回数も49回減と大幅な減少となっています。また、電話による相談が50回減となった反面、面接による相談（直接センター来所）が70回増と大幅に増加しました。

次に、図3の問題別の状況についてですが、受理した相談回数は「性格情緒」が281回と最も多数を占めています。その内の約65%が相談センターと毎日のようにメールのやり取りをしている「19歳無職女性」からのものです。一昨年高校を卒業したものの職には就けず、精神的に不安定な状態が続いていましたが、ようやく職に就く意欲を持ち始めています。また、成人女性（無職）と成人男性（農業手伝）からの相談が約30%を占めています。いずれも人間関係が上手く築けず、社会的自立が不完全な状態です。

次に「不登校」に関わる相談が、昨年度に比べ85回増と大幅に増加しています。特に高校生及びその母親からの継続相談が多くなっています。

図4の相談者別の状況です。相談者は本人が多数を占めていますが、その8割以上がメールによる特定の相談者からのものです。

また、母親からの相談が一昨年38回、昨年度101回、今年度は144回とかな

り増加しています。

図5の対象者の学・職別の状況ですが、無職有職少年の191回は問題別状況で記載した「19歳無職女性」のメールによる相談がほとんどです。また、小・中学生の相談の合計が、昨年度に比べ、82回減と著しく減少した一方、高校生の相談が88回増と大幅に増加しています。

図6の相談者実数についてですが、「不登校」相談件数154回に対して、相談者は18人。一人・1件について平均8回以上の継続相談があったこととなります。

相談状況のまとめとして、今年度の最も大きな特徴は「不登校」に関わる相談が昨年度に比べ大幅に増加したことです。(69回 → 154回)

特に、高校生本人、及び母親からの継続相談が、不登校相談総数の62%(95回)を占めています。内容は学習意欲の低下、生活面の乱れ、将来の目的・方向性の喪失や迷い等、様々な要因が考えられます。中学校での進路指導や高校での支援体制も課題として考えられますが、その背景には保護者(特に母親)の不安定な精神状態や、それまでの養育、自立に向けての支援等に問題があることも大きな要因として考えられます。

小学生の相談においても、本人よりもむしろ母親の不安や悩み、子育てのストレス等から、心の安定を欠き、冷静な判断ができなくなっている場合もあります。電話で時間をかけて話を聞くことで、徐々に落ち着いてくるというケースも少なくありません。話の中で、学級担任や学校への不満を口にすることもあり、このような保護者に対しては、よりていねいな対応が求められます。

「不登校」の相談が増加した一方で「いじめ」にかかわる相談が大幅に減少しています。昨年度の72回に対して、今年度はわずか3回に減少し、継続相談もほとんど無くなっています。

平成25年度に制定された『いじめ防止対策推進法』のもと、各学校の未然防止や早期対応への取り組みが着実に進められている成果であると考えられます。

相談対象の子供たちの中には、発達障害が疑われるケースも多くなっています。実際に自閉症の診断を受けている子供の相談もありますが、こだわりが強かったり、コミュニケーションや友達関係がうまく築けないなどこれらの子供たちや親への対応の難しさを感じています。

相談対象者の内、無職少年、成人等の相談回数が多くなっていますが、職に就けない、あるいは引きこもり等、いわゆる「ニート」の存在が見逃せません。ハローワークや「静岡地域若者サポートステーション」を紹介した事例もありました。

昨年度までは小・中学生の相談が約半数ありましたが、今年度は約20%となり、高校生、無・有職少年、成人等いわゆる義務教育以降の若者の相談が約80%となっています。

この傾向は今年度に限ったものであるかは不明ですが、相談センターとしては、相談体制充実のために、小・中学校だけでなく高等学校との情報交換や子ども若者支援地域協議会・サポートステーション、その他関係機関との連携やネットワークの形成が重要となっていると考えます。

以上で、26年度12月までの「相談状況の報告」とさせていただきます。

#### ○中野会長

続きまして、「(3)焼津市の青少年の状況について」焼津警察署管内の状況を焼津警察署生活安全課長の船木幹事より、説明をお願いします。

## ○船木幹事

## 焼津警察署管内の青少年の状況

日ごろから、焼津警察署が薦めています、少年の健全育成活動にご理解とご協力いただきまして、感謝申し上げます。

さて、昨年少年の非行状況についてご説明いたします。まず先に、昨年の焼津市内における犯罪発生状況について説明いたします。昨年の刑法犯発生件数は、暫定ではありますけれども、1,034件で、一昨年と比較して230件の大幅な減少となります。

この理由として、被害届が最も多くくださる自転車盗難が一昨年252件から昨年151件と大幅に減少したことで、全体の数字が減少していったと思われまふ。一方、犯罪は減少するも、非行少年の検挙・補導件数は、一昨年・昨年ともほぼ同数であり、変化はありませんでした。犯罪発生状況や少年の検挙・補導の状況は、資料を参考としてください。

昨年、当署で取り扱った少年事件ですが、大きな凶悪事件等はありませんが、特異なものとして、少年が、振り込め詐欺の犯人グループに加わり、焼津市内の高齢者方を訪れ、現金を騙し取ろうとする、いわゆる「受け子」として17歳の少年が逮捕された事件がありました。振り込め詐欺のような組織で行われる犯罪に少年がかかわっているという、非常に驚いた事件でありました。

また、昨年は、少年が犯罪を引き起こす少年非行の問題ではなく、少年が性犯罪の被害者となる事件がありました。これは、当時13歳の中学生が、自らライン等のSNSに書き込み、成人男性と性行為に及んでしまった、いわゆる淫行事件であり、成人男性6人を逮捕しております。この事件は、少年が、いわゆる「性被害に遭っている」のでありますが、少年には被害に遭っているとの認識がなく、更に、少年に性に関する認識の甘さと危機感が薄かったことが原因と考えられます。もちろん、その他諸々の原因がありますので、そちらのケアも行っているところではありますが、改めて、健全育成の重要性を考えさせられました。以上、昨年の焼津署が取り扱った少年の状況について、の説明を終わります。

## ○中野会長

引き続き、「小・中・高等学校の現状について」の説明をお願いします。

## ○曾根委員

## 小学校の状況

焼津市内13の小学校は、年度当初に掲げた重点目標達成に向け、教育活動を着実に進めています。中でも、児童理解の基本であり授業力の向上となる教職員の「聞く力・話す力」を付けるために、温かく心を込めて聞くことや優しく語りかけることに日々精進しています。

本年度の教育活動の確実なる成果がある中、課題となる小学校（小学生）の状況を「不登校」「問題行動」「いじめ」「安全を守る」の4点で報告します。

## 1 不登校児童

不登校による欠席が30日以上の子童は、平成20年度63人の最高から24年度の21人と毎年減少しましたが、昨年度は31人と増加してしまいました。様々な要因のひとつに、人間関係づくりが難しく学習や活動に不安を持ち、学校生活に順応できないことがありました。そのため各校では、県教委の『人間関係プログラム』など、構成的グループエンカウンターの手法による関わりづくりを意図的に用意し、人の中での自分の関わりについて考えることを大事にしました。

また、全ての児童が思いを伝えることができる場に配慮しています。学級担任はもちろん、全ての教職員、焼津市より派遣していただいている心の教室相談員、特別支援教育支援員、小1サポーターなど、教育相談的態度にて児童の思いを無条件にまずは受容することで、存在感が実感できる環境を整えています。

これらの取組から本年度の不登校児童は、19人と減少することができました。

不登校児童ゼロに向け、これからの2ヶ月の期間を進級進学に希望が持てる指導を大切にしていきます。

## 2 問題行動

問題行動の発生状況は、平成24年度が53件99人、昨年度は84件169人と大きく増加しましたが、本年度はこれまでに40件79人と減少しています。

しかし、問題行動の中で窃盗（万引き）が占める割合は高く、毎年同じ状況が続いています。窃盗例には、店舗に並べられた商品を盗りポケット、上着の中、用意した袋に入れる、クレーンゲーム機の商品取り出し口から手を入れて盗る、盗った物を持ってトイレに入り包み紙を流して証拠を隠すなど、その状況からも窃盗が繰り返され、内容が悪くなっていることがわかります。

また、個人によるものだけでなく集団で行なうこと、集団も遊び感覚による同級生同士、高学年が低学年に命令して行わせた強要、中には、親子で繰り返し行っているなどの問題があります。この親子での窃盗は、被害店舗が注意したくても親子に関連する人の素性から関わりが難しく、現在も解決できないでいるという情報も聞いています。子供の問題だけでなく、大人の影響を受けた子供が被害者となっている問題もあり、その対応に悩む状況があります。

集団生活を送る学校では、自分の物と人の物、みんなで使う物を区別する指導を繰り返し行っています。そして教職員は、常に児童に接し、その言動や持ち物などから異常の早期発見、共通指導内容の整備を図ると共に、保護者との密なる連携を大切にしているところです。

## 3 いじめ

この数年の状況から年間認知件数が平均25件あり、認知した案件については、ほぼ解決または解決の方向に進んでいます。「ほぼ」という表現をしましたが、認知した問題に対し手立てを取り解決できたことであっても、それで終わりにはしていません。継続観察し、少しでも気になる言動があれば、その都度対応する措置を取っているからです。本年度はこれまでに18件認知し、14件が解決しました。

なお、『いじめ防止対策推進法』の制定により学校は、「学校いじめ防止基本方針」と「いじめ防止対策年間計画」を作成し、昨年5月に市教委へ提出しました。方針と計画から教職員は、これまで以上に児童理解の力を高めること、児童から現状を把握するための定期的調査をすること、児童や保護者が相談しやすい環境をつくること、保護者との協力体制を整備すること、解決したことであっても引き続き注意を払うことなど、組織での対応に努めています。

並行して、いじめの要因のひとつである人間関係づくりの希薄さに対し、児童の悩みや不安を受け止めたり、トラブルと一緒に考えたり、児童自ら解決するための取組を支援したりするなど、その内容に合わせた関わりを丁寧に行っています。

## 4 安全を守る

学校は、安心で安全な場所でなければなりません。安心で安全であるからこそ、学

習に集中し付けるべき力を身に付けられることができるのです。そのための防災、防犯、交通安全に関わる教育を進めるため、地域の方々に安全な教育環境づくりを支えていただくと共に、児童一人一人に自分の身は自分で守る力を身に付ける指導を計画的に進めています。

しかし本年度、小学生が不審者や変質者に遭遇して被害を受けた事犯が、21件も発生しました。被害児童は約60人です。内訳は、1年7人、2年10人、3年10人、4年2人、5年1人、6年8人の他、複数学年が一緒にということもありました。時間帯は、下校時や家に帰った後がほとんどで、その内容は、「声掛け」「脅し」「手招き」「つきまとい」「追い掛け」やカメラやビデオによる「撮影」「盗撮」に加え、「性器露出」「抱きつき」「痴漢」がありました。

児童は心に大きな傷を受けていますので、学校はその心の傷を癒すことを第一とした関わりを丁寧に行って来ました。欲望を満たすだけの卑劣な行為に対して、「地域の子供は地域で守る」に向けた危機管理体制の見直しや見守りによる人のつながりが大切になります。

なお、事犯解決の情報があると、不安を持った児童や保護者の安心につながりが持てるようになれば大変ありがたいです。以上になります。

小学生は、与えられたことや決められていることに対し、真面目に実行しようとする姿があります。私たち教職員は、この真面目に実行しようとする姿を基に、自ら問題を見つけ、自分にとっても周りの人にとっても幸せとなる判断をし、姿や行動で表すことを大切にしています。児童一人一人に確実な力が身に付くよう努力していますので、関係諸機関の皆様との連携を今後ともよろしくお願いします。

#### ○高木委員

##### 中学校の状況

中学校の状況ですが、6月の1回目の協議会で、本年度が始まって2ヶ月のようすを次のようにお伝えしました。

「25年度の同時期に比べて、いじめの認知件数は変わりませんが、不登校と問題行動は いずれも減少しており、26年度は、落ち着いたスタートが切れたと言えると思われます。」と。

あれから8ヶ月が経過しましたが、本年度の状況はどうであったか、1月末までの集計をもとにお伝えしたいと思います。

まず不登校についてですが、年間30日以上欠席の不登校生徒は、1月末の段階で86人で、昨年度の89人に比べて少し減少しています。86人の学年別の内訳をみると、1年生は18人、2年生は29人、3年生は39人で、学年が上がるごとに、10人くらいずつ多くなっていることがわかります。

不登校の主な原因としては、「不安など情緒的な混乱」が27%で最も多く、「無気力」の24%、「その他（家庭環境が多い）」の19%が続いています。昨年度は「不安など情緒的な混乱」が圧倒的に多かった訳ですが、本年度は不適切な養育などが関係する「家庭環境」に起因するケースが増えているのが特徴となっています。

このような状況に対し、学校では、家庭との連絡、保健室や相談室の活用、心の教室相談員やスクールカウンセラーとの連携、さらに適応指導教室や家庭児童相談室、医療機関等の外部機関との連携など様々な方法で改善に努めています。

その中で、不登校の改善に向けて大きな効果が見られる手立ての一つに、適応指導教室の利用があります。本校でも4人の生徒が通っていますが、年度途中の指導の中で本人が入級を決意し、現在は元気に通って学習をしています。もちろん適応指

導教室へ通うことは最終目的ではありませんが、ほとんど家から出られなかった、あるいはほとんど教室に入れなかった状況からすれば大きな進歩です。今後は学校復帰に向けて、少しずつ働きかけていきたいと考えています。

問題行動については、1月末までに、207件、338人の報告がありました。これは、昨年度の同時期の368件、535人に比べて、件数で-161件、人数で-197人と、どちらも大幅に減少しています。

問題行動の類型としては、「授業放棄」や「生徒間暴力」などの「粗暴行為」が圧倒的に多く、「家出」「飲酒・喫煙」等がこれに続いています。また、ここ2～3年と同様に、特定の生徒やグループが繰り返していることも特徴の一つです。

本年度、問題行動の件数や人数が大幅に減少した原因の一つに、問題行動を繰り返す生徒が、一部の少人数の生徒に限られていたことがあげられます。そしてこのことは、各学校が行事や生徒会活動などの生徒の主体的な活動を大切にし、生徒達の「居場所づくり」や「絆づくり」を進めてきた成果の現れであると考えています。

また、もう一つの原因として、学校間の連携による早期対応もあげられます。本年度は夏休み明けに、何校かの中学校の2年生数人が、夏休み中に生まれた新たな繋がりをもとに行動を共にし、深夜徘徊や学校敷地内進入などの問題行動を続けて起こしました。各学校ではそれぞれ該当の生徒を指導していましたが、繋がりがさらに拡大して問題行動が繰り返されることを防ぐため、早い段階で関係の学校の職員が集まって対策を考え、それをもとに各校で指導をしました。これにより、生徒達の繋がりの拡大が抑えられ、それを境に問題行動の頻度も下がってきました。また、このときのいくつかの事件については、警察やスクールサポーターにも素早く対応や指導をしていただき、このことも、その後の問題行動の抑制につながりました。

いじめについては、1月末までに31件の認知件数の報告がありました。昨年度の同時期の報告が42件ということで、こちらも大きく減少していることがわかります。また、31件の認知件数のうち30件が解消し、解消率も97%と高くなっています。

焼津市では、これまでもいじめに対して早期発見・早期対応というていねいな取り組みをしてきましたが、それに加えて、本年度は、「いじめ防止対策推進法」の制定に基づき、各学校が「いじめ防止のための学校基本方針」を策定し、今まで以上に組織的に取り組み始めました。また、学級担任だけでなく、スクールカウンセラーや心の教室相談員なども含め、複数の職員が手厚く生徒に関わるケースも増えてきました。これらの取り組みの成果が、少しずつ現れてきていると考えています。

このように、不登校、問題行動、いじめの各項目とも昨年度の件数を下回り、年度始め2ヶ月だけでなく、年間を通して落ち着いた生活の様子であったと言えると思います。

最後に、情報モラルに関してです。いじめや生徒間のトラブル、問題行動等の中に、インターネットを通じて行われるケースが多々あることは周知の通りです。この種の問題は、多数の生徒に情報が流れるだけに、ひとたび起こると、情報の確認、加害生徒への指導、被害生徒へのケアなど、その解決には大変な労力が必要となります。焼津市では、教育委員会と学校が連携し、書き込みの検索や削除などの対策に取り組んでいますが、なかなか根絶することは難しく、各校で対応に苦労しているのが現実です。本年度は、警察や県PTA連絡協議会などからも様々な呼びかけがあり、情報モラルへの関心が高まってきています。今後は、生徒や学校にとどまらず、保護者や社会全体を巻き込んだ取り組みにより、諸問題の未然防止に向



けた、情報モラルの高揚が一層図られていくことが必要と考えています。

以上で中学校の状況の報告を終わります。ありがとうございました。

#### ○赤塚委員

##### 高等学校の状況

今年度も残り2ヶ月となりましたが、市内各校とも大きな問題はなく、落ち着いた教育活動が行われております。

高等学校の指導の取組について、報告をさせていただきます。

高等学校で、共通して指導の重点としていますのは、携帯電話やスマートフォンの利用方法であります。ある民間調査によれば、高校1年生の88.6%がスマートフォンを所有し、従来型の携帯電話の所有を加えると、ほぼ全員が、どちらかの情報通信機器を所有している実態があります。インターネットやメールをするための1日当たりの平均時間は、同じく民間の調査によれば、高校生で2時間とも言われています。利用方法として、ニュースなど社会の出来事に関する情報を入手したり、調べ学習などの「情報収集」もありますが、「LINE（ライン）」などのチャット、フェイスブックなどのソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）、ツイッターといったネット上のコミュニケーションのために使う時間が多くを占めています。大変便利なものではありませんが、様々な問題も指摘されています。新聞紙上等で、若者が不適切な行為をした写真や動画を撮影して投稿し、大きな社会問題として報道されることも度々ありました。そうした状況もあって、各校とも、外部講師を招き、携帯等を使用する上での正しい知識とルール・マナーについて学ぶ、いわゆる「ケイタイ安全教室」と呼ばれる講座を開催し、安心・安全な使い方ができるよう指導しています。

ケイタイ安全教室は、本校では体育館でプロジェクターを使って行いましたが、スマホの画面を拡大して映し出すことができますので、問題となる投稿写真、問題となる書き込みをスクリーンに見ながら説明を受けたり、危ない場面をストーリーにした動画を見たり、具体的なものとして理解できたのは良かったと思います。実際にあった事例として、個人を特定できる情報をSNSに載せてしまい危険な目に合ったという話、いじめに発展するケース、いたずら写真の投稿により3千万円の損害賠償請求があったとの話、個人のブログを検索し、ちょっとしたことを大げさにして人を貶めようと狙っている人もいるという話もありました。

学校の指導とともに、こうした講座を毎年繰り返して実施しておりますので、生徒は、自分や他人の個人情報をソーシャルメディアに載せてはいけないということについて十分気を付けるようになっていきます。また、インターネットで知らない人と関わることに警戒心を持つようにもなっています。携帯教室は、加害者にも被害者にもならない知識とマナーを身に付けるうえで、有効であったと思っております。

また、県教育委員会の取組として、インターネット上の書き込みを学校名や学校の略称で検索し、誹謗中傷やいじめなど、暴力的な表現を含むもの、飲酒・喫煙に関わる書き込みや写真等が発見されれば、学校に連絡をくれるシステムになっています。今までのところ、危険リスクの高い報告は受け取っていませんが、生徒には、被害・加害防止という観点から、氏名やクラスなどが特定できるような書き込みや不用意な個人情報の掲載がないよう注意を促しています。

インターネットのルールやマナー指導について報告いたしました。各学校とも、基本的な生活習慣の確立や規範意識の醸成に力を注いでおります。

今後とも、地域の関係機関の皆様と連携し、青少年の健全な育成に努めてまいります。

いと思っております。

○中野会長

続きまして、「雇用、就労等の状況について」焼津公共職業安定所の寺田委員より説明をお願いします。

○寺田委員

雇用、就労等の状況

管内の概況をご説明します。資料1ページをご覧ください。ハローワーク焼津の管轄は、焼津市、藤枝市を管轄しております。

当所の資料は、焼津市だけの資料ではございませんのでご了承願います。ハローワークで取り扱っている指標に有効求人倍率がございます。一人の求職者に対して何人の求人数があるのかを示すのが有効求人倍率です。

この表は23年度、24年度、25年度の平均と25年12月から26年12月までの各月分を掲載しております。

23年度平均は0.57倍、24年度は0.61倍、25年度0.69倍、と推移しております。この表にございませんが25年4月から6月は0.5倍台、7月から10月までは0.6倍台で推移しておりましたが、25年11月及びこの表にもありますが12月に0.8倍台へ推移し、26年1月には0.9倍台となりました。その後は0.8倍を前後し、直近の26年12月は0.97倍となりました。7月より有効求人倍率は6か月連続で上昇しております。

この0.97倍は、ここ数年の最高値となりました。

静岡県、全国の倍率をみていただきますと1倍以上の倍率となっています。

しかし、ハローワーク焼津の有効求人倍率は、上昇したというものの、ご案内したとおり1倍以下で推移しています。求職者100人に例えますと97人分の求人数となっているわけですので、まだまだ不十分の数値であると認識しているところでございます。

具体的に下の「1. 月間有効求人・求職の状況」を見ていただきますと、ハローワーク焼津に提出された有効求人は、26年12月は3,829人で前年同月より6.5%アップしました。一方、仕事を探すために登録している有効求職者が、3,943人で前年同月より6.3%減少しました。有効求職者数は、減少してきました。

資料2ページをご覧ください。2新規求人数の動向の①雇用形態別求人状況ですが、12月の新規求人数は、パートを含めて1,185人で、前年同月より0.7%増加しました。前月の11月分以外の各月は前年同月と比較すると毎月前年より増加しています。

これは景気の回復基調が求人数にも反映されているものだと思われま。

実は、昨日の2月4日静岡新聞にハローワーク焼津管内の12月分の有効求人倍率等の数値を公表したため記載されています。10月から公表しておりますが、今後も焼津市役所の協力を得ながら毎月公表してまいりますので、ご確認いただければと思います。

さて、当所では現在、管内の事業所を訪問し求人開拓として正社員求人の確保に向けて訪問しております。その求人開拓した求人も含まれた成果であります。引き続き求人開拓しできる限り正社員求人を増やしていきたいと思っております。

追加していますパンフは、求人開拓に持参する資料の一部です。色刷りの面は静岡労働局の数字となっております。裏面は焼津所分の厳しい状況分として説明しております、業種についてですが、その下の②主要産業別求人の動向のグラフを見ていただきますと、業種は、月によって変動はありますが、当所管内の主な業種は、製造業、医療・福祉、サービス業、卸・小売業です。また、建設業の増加も目立ちます。

資料3ページにあります「求人・求職バランスシート」の業種別の表では、職種によっても有効求人倍率はかなり差があります。12月分内容の資料になります。事務職ですと0.22倍で100人に対し22人分しかありません。反面、保安の職業では13倍、看護師等は7倍、建設業では約6倍、介護関係も3倍以上の求人があります。

年齢別では、求人は原則年齢不問にすることとなっていますので、それほど差はありませんが、35歳未満の若年者が高くなっています。資料4ページをご覧ください。過去4年度の中学、高校の学卒の関係資料となります。

中学の26年3月卒をみてみますと求職者7人で7人が全員就職しております。ここ4年間は100%就職しております。また、高卒をみてみますと、ここ数年就職希望者は全員が就職しております。資料5ページをご覧ください。27年3月卒業者の12月末現在の状況ですが就職内定率が95.1%と前年同月より3.2ポイント増加しています。

中学生はこの表にはありませんが、6人就職を希望しています。1月から面接を開始したところです。100%の就職を目指しています。

在学中の学生に対してですが、ハローワークには学生を支援する専門のジョブサポーターがいて、個別に求人をお願いに行ったり、生徒と個別面談をしたりして「就職をあきらめさせない」姿勢で支援しています。ハローワーク焼津では昨年、中学生も高校生も就職率100%でしたので、今年の卒業生も100%の就職を目指して最後まで支援していきます。資料6ページをご覧ください。学歴別就業後3年以内離職率の推移ですが、この表は下の注意欄にも記載してございますが、雇用保険の加入時の届け出により生年月日、資格取得理由等により確認したもので全国的な数字となっております。

例えば23年3月卒の内容を見ますと上から中学23年3月卒 1年目44.8%、2年目12.5%、3年目7.6% 3年以内合計64.8%が離職しています。高校卒では3年以内合計で39.6%、短大等卒では41.2%、大学卒では32.4%となっています。

3年間辛抱すると定着率が高くなっています。

次に若年者に対する支援策のなかで主なものをご説明します。

ハローワーク焼津には、日本全国の求人が閲覧できる求人検索システムが、設置してありますので、自由に求人を見ていただき、日本全国の事業所へ紹介することができます。

また、窓口でじっくり相談して決めたい方はそれもできます。

職業相談だけでなく、履歴書、職務経歴書、エントリーシートの書き方を個別指導したり、職員が面接官になっての模擬面接による指導も行っています。

新卒者は、専門の窓口で相談を行っております。

その他、刑務所等の出所者、外国人及び障害者については、職員の担当を決め、個別の職業相談を行っています。また、それ以外にも若者だけを対象にしているわけではありませんが、試し雇用をすることで正規雇用につなげる「トライアル雇用」、職業訓練のあっせん、世帯収入が一定以下の方に給付金を支給しながら訓練を受けていただく「求職者支援訓練」等、資格が無い方や非正規の方、失業状態の方に対する様々な支援を行っています。結びにこの先も、訓練制度の充実や、学生が地元の中堅企業へ就職し、定着するための支援を積み重ねていく予定です。ハローワークの業務について、引き続きご理解いただくとともに、ご協力をお願いしたいと思っております。

○中野会長

続きまして、「安心・安全な環境づくりについて」事務局より説明をお願いします。

○加茂学校教育課指導主事

(4) 安心・安全な環境づくり

私から「子どもにとっての安心安全な環境づくり」について報告申し上げます。

資料の6ページ、「1 安心安全な環境づくり」をご覧ください。

この資料は、昨年度と今年度に各小中学校から教育委員会に寄せられた、小中学生が関係した不審者についての情報をまとめたものです。

(1) 発生時間帯の内訳についてですが、表は発生時間帯ごとの件数を示しています。「下校中」は午後5時までと、午後5時以降と分けて示してあります。「帰宅後」とは平日に学校から帰宅した後と、土・日などの休みの日を含んでいます。

まず、1月31日までの発生件数は、昨年度は36件、今年度は、28件の報告がありました。昨年度よりも合計で8件減少しており、17:00以降の下校中と帰宅後の被害が減少しました。特に、本年度は、17:00以降の下校中の報告件数がありませんでした。

次に、(2) 被害の状況についてです。本年度は、小学生が増加し、中学生が減少しました。また、被害状況を直接的な被害と間接的な被害に分類すると、直接的な被害が減少しました。なお、直接的な被害と間接的な被害についての区別は、体に触れたか否かにより判断しています。棒グラフはその内訳を示しています。

昨年度は直接的な被害が多く、骨折をしたり、精神的にも大きなショックを受けたりした児童生徒が残念ながら出てしまいましたが、本年度は、報告件数や被害状況共に改善されたと言えます。これは、教職員で下校時の学区内の巡視等を行うと共に、警察や地域安全推進委員会、見守り隊の方々にも御協力いただいた成果であると考えられます。

教育委員会では、今後も「多くの人の目が行き届くことが、子どもたちを巻き込む犯罪の抑止につながる」という考え方に基づき、PTA組織や、自治会、地域住民の皆さんと連携を図り、地域ぐるみの学校安全体制を整備に努めいきたいと考えているところです。

また、各学校では、下校時に日没時刻を意識することやできるだけ複数で帰宅すること等の指導を進めると共に、子どもたち自身が自分の安全を守ることができるよう、危険予知や自己防衛の方法についての指導をすすめてまいります。

しかしながら、17:00以前の下校中に小学生が被害に遭うケースが増加しております。子どもたちにとって安心安全な環境づくりのために、今後とも、本日出席されている皆様のお力添えをいただきたいと思います。

続いて、「情報モラルの指導」について申し上げます。資料 ページの「2 情報モラルの指導」をご覧ください。

最近、情報に関する社会の変化が著しく、とりわけスマートフォンの普及にともない、SNSにかかわる問題が多く発生しており、情報モラルの指導で取り上げなければならないことが多様化、複雑化しています。

そのため、小学生や中学生の発達段階を十分考慮した上で、インターネットや携帯電話の危険性、ネット社会のマナー、個人情報や情報セキュリティの重要性等を計画的に指導していく必要があります。

そこで、教育委員会では、「情報モラルに関する指導」について、教員の代表者による委員会を組織して、「9年間を見通した情報モラル教育カリキュラム」を作成し、

平成25年度から各学校において活用しております。

これは、資料にありますように、5つの分野の内容を、各教科や道徳・学級活動・総合的な学習の時間などで、計画的に指導していくための計画です。今後も、各小中学校では、このカリキュラムに基づき、継続的に指導してまいります。

また、多くの小中学校でNPO法人や関係機関の協力により、情報モラルの指導を児童生徒向けに実施しています。特に、中学校入学を機に携帯電話を持つ子供が増えることから、市内中学校の入学説明会で、県警が推進している「新中学生応援講座」を焼津警察署にお願いして実施し、ネットの危険性や情報モラルについて指導を行う予定です。保護者と一緒にというところが、大変価値があると考えています。

教育委員会においても、情報モラル指導は生徒指導の重点的な取組の一つの柱として、教職員対象の研修会を開催したり、各学校に指導例を紹介したりしながら、保護者と協力して実施していくように、引き続き各学校に指導して参ります。また、「いじめ防止対策推進法」との関わりから、インターネットを通して行われるいじめへの対策が必要となっております。このことを受け、ネットパトロールや啓発講座の実施等についての状況整備について検討を進めてまいります。

以上、報告をさせていただきました。

○中野会長

これまでの報告等に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

#### 【質疑】

○深田委員

- ・資料1、街頭補導実施状況のその他に大半の件数が入っている。これではわかりにくいと思う。内容を細分化するべきではないか。昨年より230人増加し、95%が中高生とのこと、街頭補導の場所、何時頃の声掛けなのか。
- ・資料2、焼津西地区、豊田地区、大井川地区の補導人数が多いと思われませんが、具体的にどのような所で街頭補導をしているのか。
- ・資料3、下から3行目に記載がある義務教育以降の若者の相談が80%とあるが、子ども若者支援地域協議会・サポートステーション、その他関係機関と記載があるがどのような場所なのか。
- ・小学校の不審者件数全体で60人と報告があるが、市内全域なのか、特にこの学区が多いのかなのか。
- ・資料4、安心安全な環境づくりの不審者の発生時間帯の件数ですが、学校教育課と小学校校長の報告件数が違うがなぜか。
- ・警察から振り込め詐欺とかの報告がありましたが、会下之島石津区画整理（南部土地区画整理）地内に舟券売場の話があるが、このようなギャンブルの場所が増えることについて、これからの中高生など、青少年が犯罪に巻き込まれる可能性や青少年に対する環境について、焼津市として、どう考えているのか、会長にお聞きしたい。

○日下部青少年相談センター主任主査

- ・県調査用の様式です。焼津版として、その他を細分化することも検討します。
- ・昨年度より増加した街頭補導の場所は、件数の多い大井川地区は、コンビニエンスストアを回っているルートが多いです。声掛け時間帯としては、7時～9時

です。

○紅林青少年相談センター相談員

- ・高校生の不登校に係る継続相談件数が多いです。昨年度までは小中学校の相談が50%でしたが、今回は驚きですが20%になっています。義務教育以降の相談が多くなっていることがわかります。引きこもり、ニートの状態が増えています。

○日下部青少年相談センター主任主査

- ・子ども若者支援地域協議会組織は、市の関連機関や公共職業安定所やNPO法人等が加わり、社会生活に支障をきたしている若者等に支援をするために協議会を設置し、サポートしている会であります。

○曾根委員

小学生が被害にあった件数は、21件、中学校が7件です。  
昨年度は、小川、豊田学区内の報告が多かったのですが、今年度は、全域です。

○加茂学校教育課指導主事

先ほど、曾根小学校長先生から報告がありましたが、件数に違いはありません。

○中野会長

舟券売場については、情報として聞いていません。市として法的に対応するのか、地域として自治会が対応するのか、いずれにしても、この話については聞いていないので、その時点での対応とさせていただきます。以上、よろしいですか。

○中野会長

今後も、各機関・団体での青少年健全育成活動等の取り組みについて、よろしくお願いたします。

それでは、報告事項については、以上で終了と致します。

○中野会長

次に、協議事項「平成27年度の活動方針について」を議題としたします。事務局から説明をお願いします。

○山本青少年担当係長

(1) 平成27年度の活動方針について

それでは、平成27年度の活動方針について説明させていただきます。

資料5の7ページをご覧ください。

平成27年度 青少年健全育成推進方針(案)を掲載させていただいております。私たちを取り巻く社会情勢や青少年に関する問題を方針(案)の前段に記載させていただきました。実際の現場では、報告事項の中でもありましたように、青少年教育相談センターの相談では「いじめ」や「不登校」の相談の他、職に就いていない少年や成人からの相談も増えております。

また、学校においても児童・生徒の暴力行為、不良・非行行為や不登校等が増えていますが、これらは本人だけの問題ではなく、家庭環境等の背景が複雑化、多様化してきており、問題解決が難しくなっています。

そして、学校外におきましても、メール・LINE(ライン)など、SNS等の被害だけでなく、下校する時や帰宅後等に不審者による直接的な被害も増えている状況です。このような問題は、一つの部署や機関だけで解決することは難しくなっています。これからは、さまざまな部署や関係機関、そして地域の方々と連携や協力を

しながら、多くの目と、多くの手で青少年を守り、育てていく必要が生じております。これまでも委員の皆様や委員が所属されます団体などにおかれましても、青少年の健全育成に取り組んでいただいておりますが、ますます多様化、深刻化する青少年に関する問題に対応していくため、焼津市青少年問題協議会では、委員と委員が所属する団体などで、これからもお互いに協力しながら、さらに連絡を深め、情報交換を密にし、青少年の健全育成を推進していくことが大切だと考え、平成27年度の青少年健全育成推進方針（案）とさせていただきました。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○中野会長

以上で事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

【質疑】

○深田委員

・方針はいいと思いますが、もっと色々な若者の意見等調査をし、青少年が求めているものがなにか、アンケートを取り、若者の方針を入れてほしい。

○中野会長

平成27年度は、この活動方針を各団体、委員が推進していくことでいいですね。

○中野会長

それでは、協議事項「平成27年度の活動方針について」は、原案どおり、お認めいただくことでよろしいでしょうか。

(各委員異議なしの声)

○中野会長

それでは、今年度はこのような内容で事業を行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上で議事すべてが終了いたしました。

【閉会】